

保護者 各位

## 学校給食費について

播磨町教育委員会

保護者の皆様には、日頃より学校給食の円滑な運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

令和5年度より学校給食費は「1食あたり単価×月間給食実施回数」で計算した額を翌月に納付いただきます。なお月間給食実施回数には、7日前までに学校給食の提供停止手続きができるない場合を含みます。(風邪等でお休みした日は学校給食費を請求します。)

学校給食の停止を希望する場合は、学校給食物資の発注を取りやめる必要がありますので、必ず7日以上前に「播磨町学校給食停止申請書」をお子さまが在籍する学校等を通じて播磨町教育委員会事務局までご提出ください。

以下の場合は給食費を徴収しません。必ず保護者からの申し出(書類提出)が必要です。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

＜届け出が必要なもの＞

① 病気等による長期欠席

病気等で5日(給食の実施をしない日を除く)以上連続して欠席する場合は、保護者から学校を通じて播磨町教育委員会事務局に連絡があった場合に、連絡があった翌日から起算して7日目(土日、祝日を含む)以降については給食を停止することができます。給食の停止を希望される時は、必ず学校にお申し出ください。

提出書類:「播磨町学校給食停止申請書」 様式第1号(第5条関係)

② 食物アレルギー等による対応

食物アレルギー等により、学校給食の全部または一部の提供を希望しない場合は、所属する学校にお申し出ください。

提出書類:「播磨町学校給食停止申請書」 様式第1号(第5条関係)  
「播磨町学校給食食物アレルギー対応内容の決定について」  
播磨町立学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル 様式7の写し